

「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (令和元年度版)(案) 暫定版(概要)」

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しているものです。

年次報告書(令和元年度版)(案) 暫定版の概要

1 令和元年度における食の安全・安心に関する情勢

平成30年9月、岐阜県の養豚農場において、国内では、26年ぶりにCSFの発生が確認されました。県内では、令和元年7月に養豚農場1農場において発生を確認しましたが、その後、他農場への感染はありません。

県では、県内におけるCSFの発生を確認して以降、県内農場における感染拡大防止対策、経営支援対策、風評被害対策に取り組みました。

また、平成30年6月に改正された食品衛生法に基づき、「HACCPに沿った衛生管理」が制度化されたことから、食品等事業者が円滑に導入することができるよう、食品等事業者団体と連携し、保健所で飲食店営業者を対象に説明会(100回)を開催するとともに、HACCPの導入に関する相談に対応しました。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の食材採用を目指すとともに、その後も国内取引や海外輸出の拡大を有利に進められるよう国際水準GAPおよび水産エコラベルの認証取得を積極的に推進してきた結果、県内で農産物74件、家畜・畜産物11農場および水産物7件で認証が取得されています(農業高校及び農業大学校は除く)。

なお、県内における食中毒は5件(患者数74人)の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は7件でした。

2 令和元年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な施策の実施状況、今後の対応については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農業、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者および生産者への立入検査および指導等を行った結果、重大な法令違反はありませんでした。
- ② CSF・ASFなど家畜伝染病の発生防止のため、生産者等に対して飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導や、国内外での家畜伝染病の状況等を生産者等に周知しました。さらに、CSFについては、県内すべての飼養豚に対する予防的ワクチン接種を開始した結果、県内農場におけるCSFの感染拡大はありませんでした。

- ③ 「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導した他、冬季のノロウイルス対策を重点事項としました。
- ④ C S Fによる風評被害の未然防止にむけて、精肉を取り扱う食品等事業者延べ1,841店舗に対する巡回監視を実施するとともに、卸売事業者などに豚肉の流通状況のモニタリング調査を行いました。
- ⑤ 食品等事業者団体と連携し、食品等事業者の衛生管理や表示の自主点検の取組を推進したほか、食品等事業者に対する食品表示等の監視指導、食品の収去検査、と畜検査、食鳥検査、米の品種判別等の科学的検査および貝毒検査を実施しました。その結果、重大な違反事例はありませんでした。

【今後の対応】

引き続き、生産資材等の生産、流通および使用ならびに食品等の生産から加工・調理・販売が、適正に行われるよう関係機関と連携して監視指導や検査等を実施します。また、C S F・A S Fなど家畜伝染病の感染防止対策を行うほか、風評被害の未然防止に取り組めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」など、食品等事業者の取組をホームページ等で広く周知しました。
- ② C S Fによる風評被害の未然防止に向けて、精肉を取り扱う食品等事業者や教育関係者等に対し、科学的根拠に基づく正確でわかりやすい情報をポスターやリーフレット等で提供しました。
- ③ 「H A C C Pに沿った衛生管理」の制度化を含む食品衛生法の一部改正を受け、食品等事業者団体とともに、各保健所において、飲食店営業者を中心とした説明会を開催しました。また、「食品表示法」において、一部の経過措置が令和2年3月末で終了することから、これに即した適切な表示への移行に向けて食品等事業者および食品等事業者団体に対し、最新の関連情報を的確に提供しました。
- ④ 食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識向上のため、研修会を開催したほか、講習会や立入検査等の機会を通じて啓発を行いました。
- ⑤ 三重県産品において、国際水準G A Pおよび水産エコラベルの認証取得をめざし、生産者へのきめ細かな指導・助言等を行った結果、新たに農産物 11件、家畜・畜産物 8農場および水産物 1件で認証が取得されました。
- ⑥ みえジビエの品質及び衛生管理のさらなる向上につなげるよう、「みえジビエフードシステム登録制度」への登録を働きかけた結果、総登録数が、40事業者101施設、91名となりました。

- ⑦ 国際水準GAP等や水産エコラベルの認証取得の推進とそのPRのため、首都圏のレストラン等と連携したGAP食材フェア等を開催しました。

【今後の対応】

引き続き、食品関連事業者が行う自主的な食の安全・安心を確保する取組の県民への周知や、CSFなどによる風評被害を未然に防止するため、正しい知識を食品等事業者に周知します。また、食品関連事業者に対し、法令への理解やコンプライアンス意識向上のため、研修会を開催します。さらに、三重県産品が消費者の信頼を確保出来るよう、国際水準GAP等の認証取得の推進と併せ、認知度向上に取り組めます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が、CSFなど、食の安全・安心に関する正確な知識の理解を深め、適切に食品を選択できるよう、県ホームページに関連情報を掲載するとともに、県内の精肉販売店等に対してポスターや啓発グッズを配布しました。
- ② 食育の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるため、学校関係者を対象とした講習会を開催するとともに、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成することを目的に、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」の実施に取り組みました。また、各ライフステージにおける適切な食習慣の定着を図るため、野菜摂取やバランスの良い食事、栄養成分表示等の活用を推進しました。
- ③ 食品の表示や不良食品などに加えて、CSFについて、県民の食の安全・安心に関する不安や疑問に答えるための相談窓口を設置しました。

【今後の対応】

県民が、食の安全・安心に関する正確な知識の理解を深め、適切に食品を選択できるよう、県民の立場に立った情報や学習機会を関係団体と連携し、提供していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 食品等事業者対象の食品衛生や食品表示に関する講習会や学校給食関係者等の衛生管理に関する講習会を開催するとともに、食品衛生責任者、国際水準GAP等の認証取得を指導する指導員および三重県農薬管理指導士等の人材育成を行いました。
- ② 食のリスクについて、相互の信頼を築き理解しあえるよう、消費者、事業者および行政による意見交換会を開催し対話を進めました。
- ③ 出前トーク等やアンケート調査の機会を活用し、県民意識の把握と県の取組への理解の醸成を図りました。
- ④ 季節に応じた食中毒の注意情報などの「食の安全・安心ミニ情報」を団体等の協力を得て広報誌等へ掲載しました。

- ⑤ 食の安全・安心に関する自主的な活動を行う団体等に対し、関連情報および啓発資料等の提供や団体等の活動内容の紹介を県民に行うことにより活動の拡大を図りました。

【今後の対応】

引き続き、食品関連事業者等に対する食の安全・安心確保に関する資質向上及び人材育成を図るとともに、県民、食品関連事業者および行政等の多様な主体が相互理解を深め、食の安全・安心確保の取組において連携・協働していけるよう取り組みます。